

福岡市新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金について（ご案内）

1 目的

社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付が終了した世帯や、緊急小口資金及び初回貸付のいずれもが終了した世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、支援金を支給する制度です。

2 支給対象者

次の①～⑨の全てに該当する方

①【再貸付終了等要件】

次の（イ）～（へ）のいずれかに該当する

- （イ）総合支援資金の再貸付を受けていたが、本支援金の申請をした日が属する月（以下「申請月」と言う）の前月までに、再貸付の最終借入月が到来している
- （ロ）再貸付を受けており、申請月が再貸付の最終借入月である
- （ハ）再貸付の申請をしたが、不決定（不承認）になった
- （ニ）再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、再貸付の申請ができなかった
- （ホ）緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付をいずれも受けていたが、申請月の前月までに、最終借入月が到来している（再貸付の申請・利用中を除く）
- （ヘ）緊急小口資金及び初回貸付をいずれも受けており、申請月が最終借入月である（同上）

②【生計維持要件】

申請者が、世帯の生計を主として維持している

③【収入要件】

世帯の収入の合計額（月額）が、次の額以下である

給与収入（総支給額－交通費支給額）、
事業収入（経費を差し引いた後の額）や、
年金・手当・仕送り等の世帯収入の合計

世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
収入の合計額	12万円	17万 3千円	21万 9千円	26万 1千円	30万 2千円	34万 7千円	39万円	42万 6千円	46万 3千円	49万 9千円

④【資産要件】

世帯の金融資産（預貯金及び現金）の合計額が、次の額以下である

世帯員数	1人	2人	3人以上
金融資産の合計額	50万 4千円	78万円	100万円

（裏面へつづく）

⑤【求職活動等要件】

次のいずれかに該当する

イ) 公共職業安定所 又は 地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口

求職の申込みをし、常用就職を目指し、求職活動を行う

(1) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

(2) 月2回以上、公共職業安定所 又は 上記の公的な無料職業紹介の窓口で 職業相談等を受ける

(3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

※(2)(3)は、当面の間、これらの回数を月1回に緩和します。

ロ) 生活保護を申請し、決定が行われていない状態にある

⑥ 職業訓練受講給付金を、申請者及び世帯員が受給していない

⑦ 生活保護を、申請者及び世帯員が受給していない

⑧ 偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていない

⑨ 申請者及び世帯員が暴力団員でない

3 支給額

世帯員数	1人	2人	3人以上
月額	6万円	8万円	10万円

4 支給期間

3か月

※以下のような場合は、支給を中止します。

- ・受給者が、受給中に求職活動等要件を満たしていないことが判明した場合（上記「⑤ 求職活動等要件」）
- ・受給者が、常用就職した場合であって、就職に伴い収入が一定額を上回った場合（上記「③ 収入要件」）

5 申請期限

令和4年12月31日まで（消印有効） ※再支給の申請期限も同じ

※初回支給・再支給ともに受付は終了しました。

6 お問い合わせ先（コールセンター）

「福岡市生活困窮者自立支援金コールセンター」

フリーダイヤル：0120-322-256 FAX 番号：092-710-5502

月～金（祝日を除く）、8時45分～17時30分